

福岡県公報

平成25年8月16日
第3522号

目次

告示 (第1290号 - 第1300号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 2
- 指定介護老人福祉施設の指定 (高齢者支援課) 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 3
- 公有水面埋立ての免許の出願 (水産振興課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 5

公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 6
- 一般競争入札の実施 (財産活用課) 7

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) 10

告 示

福岡県告示第1290号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により

告示する。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代9月号	雑誌15277-09	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント9月号	雑誌05267-9	株式会社竹書房	

福岡県告示第1291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米小郡線	前	小郡市三沢5128番1先から 小郡市三沢5188番30先まで	17.0 ～ 17.0	117.0
			後	小郡市三沢5128番1先から 小郡市三沢5188番30先まで	17.0 ～ 20.5	

福岡県告示第1292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成25年8月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米線 小郡	小郡市三沢5130番5先から 小郡市三沢5188番30先まで

福岡県告示第1293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川桑野線	前	田川市魚町2172番15先から 田川市魚町2175番4先まで	5.4 ～ 6.0	53.9
			後	田川市魚町2172番15先から 田川市魚町2175番4先まで	10.5 ～ 12.5	53.9

福岡県告示第1294号

道手東土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
児島 孝司	田川市大字伊加利248番地2
高瀬 八郎	田川市大字伊加利239番地
柴田 章二	田川市大字伊加利555番地
小林 豊康	田川市大字伊加利481番地3
柴田 一明	田川市大字伊加利548番地
原田 敏彦	田川郡福智町金田1134番地4

2 退任監事

氏名	住所
岡村 隆幸	田川市大字伊加利305番地
長谷村辰幸	田川市大字伊加利96番地
長 静雄	田川市大字伊加利230番地1

3 就任理事

氏名	住所
児島 孝司	田川市大字伊加利248番地2
柴田 章二	田川市大字伊加利555番地
小林 豊康	田川市大字伊加利481番地3
柴田 一明	田川市大字伊加利548番地
長谷村辰幸	田川市大字伊加利96番地
長 静雄	田川市大字伊加利230番地1

4 就任監事

氏名	住所
岡村 隆幸	田川市大字伊加利305番地
丹村 和成	田川市大字伊加利236番地
長谷川義隆	田川市大字伊加利87番地

福岡県告示第1295号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	72301213	特別養護老人ホーム第二光陽の郷	社会福祉法人上陽福寿会	H25. 8. 1
		福岡県八女市鶴池414番地		

福岡県告示第1296号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年7月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス吉富町広津店
- (2) 所在地 福岡県築上郡吉富町大字広津735-1、735-3、736-1、737-1、738-1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年4月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,706平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗西側、北東側	68

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
敷地北東側	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
敷地東側	27

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内東側	6.13

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地北西側及び西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後11時00分

福岡県告示第1297号

公有水面埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、その事件の要領を次のように告示し、出願の内容を記載した書面及び関係図書を、平成25年8月16日から同年9月5日までの間、福岡県農林水産部水産局水産振興課及び宗像市役所において公衆の縦覧に供する。

平成25年8月16日

福岡県知事 小 川 洋

1 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

- (1) 出願人
宗像市
福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
- (2) 代表者
宗像市長 谷井 博美
福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

2 埋立区域

- (1) 位置
福岡県宗像市大字鐘崎776番2及び776番4の地先公有水面
- (2) 区域
次の各地点のうち①の地点から②④の地点までを順次に結んだ線、②④の地点から②⑧の地点までを順次に結ぶ昭和56年8月1日56漁第543号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.66mにより決定）、②⑧の地点から③②の地点までを順次に結んだ線及び③②の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域
- ①の地点 福岡県宗像市吉田字小林の国土地理院小林三等三角点（北緯33度50分32秒29、東経130度30分57秒14）から17度52分09秒、3,929.61mの地点
- ②の地点 ①の地点から281度24分11秒、214.00mの地点

- ③の地点 ②の地点から11度24分11秒、6.60mの地点
- ④の地点 ③の地点から281度29分56秒、0.10mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から11度24分10秒、2.24mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から101度17分34秒、2.60mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から11度24分11秒、0.76mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から101度24分11秒、0.40mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から191度24分11秒、2.60mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から101度24分11秒、157.00mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から11度24分17秒、2.30mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から101度24分11秒、2.60mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から11度24分11秒、100.66mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から123度17分18秒、0.43mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から11度24分11秒、14.40mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から281度25分09秒、122.99mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から11度25分09秒、0.40mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から101度25分09秒、2.60mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から11度25分09秒、39.00mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から281度25分09秒、2.60mの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から11度25分09秒、0.40mの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から101度25分09秒、122.98mの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から11度24分11秒、161.79mの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から101度26分21秒、24.42mの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から191度42分38秒、225.43mの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から123度31分20秒、21.79mの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から33度34分48秒、1.30mの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から125度05分05秒、74.54mの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から136度01分19秒、11.77mの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から196度11分56秒、5.54mの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から242度40分44秒、79.34mの地点

㉔の地点 ㉓の地点から332度40分44秒、4.02mの地点

(3) 埋立面積

19,925.71㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福岡県宗像市大字鐘崎776番2及び776番4の地内並びに同大字上八804番2、2218番、803番2、797番、796番、795番、794番、793番2、793番1、792番、790番、同大字鐘崎776番2及び776番4の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 福岡県宗像市吉田字小林の国土地理院小林三等三角点（北緯33度50分32秒29、東経130度30分57秒14）から19度02分33秒、3,848.77mの地点

㉒の地点 ㉑の地点から281度24分11秒、353.21mの地点

㉓の地点 ㉒の地点から11度24分10秒、40.00mの地点

㉔の地点 ㉓の地点から101度24分11秒、50.00mの地点

㉕の地点 ㉔の地点から11度24分10秒、109.60mの地点

㉖の地点 ㉕の地点から101度24分11秒、39.99mの地点

㉗の地点 ㉖の地点から11度25分09秒、124.44mの地点

㉘の地点 ㉗の地点から101度25分09秒、132.98mの地点

㉙の地点 ㉘の地点から11度24分11秒、151.79mの地点

㉚の地点 ㉙の地点から101度26分21秒、44.48mの地点

㉛の地点 ㉚の地点から191度42分38秒、226.84mの地点

㉜の地点 ㉛の地点から125度05分05秒、108.43mの地点

(3) 面積

79,615.84㎡

4 埋立地の用途

用途	面積
漁港施設用地	19,925.71㎡

5 出願年月日

平成25年8月2日

福岡県告示第1298号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町片縄北四丁目609番12から609番39まで及び667番1から667番3まで並びに区域内の道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区清水三丁目3番8号

株式会社 ジェイ・ファクトリー

代表取締役 栗原 敏数

福岡県告示第1299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年8月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	長 栖 線 高 橋	うきは市吉井町新治1400番2先から うきは市吉井町新治1222番1先まで

福岡県告示第1300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年3月福岡県告示第586号北九州都市計画道路事業3・4・74号城山西線の事業計画〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成6年3月16日から平成33年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

農業総合試験場電力供給

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量

に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズ及びI S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成25年9月5日（木曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約事項の名称
農業総合試験場電力供給
 - (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
 - (3) 契約期間
平成25年11月1日から平成26年10月31日まで

(4) 供給場所

農業総合試験場

筑紫野市大字吉木587

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（平成23年度競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年8月30日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（サービス業種その他）で、「AA」、「A」の等級に格付けされているもの（入札参加資格申請を予定の者も含む。）
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

(1) 入札事務

福岡県総務部財産活用課設備管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3091（ダイヤルイン）

（FAX）092-643-3093

(2) 契約事務

福岡県農林水産部農業総合試験場管理部会計課

〒818-8549 筑紫野市大字吉木587

（電話番号）092-924-2898

（FAX）092-924-2981

6 契約条項を示す場所

5の(1)の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成25年8月16日（金曜日）から平成25年9月25日（水曜日）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下「県の休日」という。）には交付しない。）、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の(1)の部局とする。そのほか福岡県庁ホームページでのダウンロードによる交付も行う。

8 入札参加申込み

(1) 提出書類

入札参加申請書

- (2) 提出場所
5の(1)の部局とする。
- (3) 提出期限
平成25年8月30日（金曜日）午後5時00分まで
期限後は受領しない。
- (4) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 9 仕様等に対する質疑応答
仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参し、又は郵送して行うものとする。また、質問に対する回答は、閲覧場所での閲覧に供し、あわせて福岡県庁ホームページへの掲載も行う。
- (1) 受付場所
5の(1)の部局とする。
- (2) 受付期間
平成25年8月19日（月曜日）から平成25年9月18日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) ホームページ掲載期間
原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成25年9月26日（木曜日）午後5時00分まで
- (4) 閲覧場所
5の(1)の部局とする
- (5) 閲覧期間
原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成25年9月26日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- 10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所
5の(1)の部局とする。
- (2) 提出期限
平成25年9月26日（木曜日）午後5時00分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 12 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県総務部財産活用課
福岡市博多区東公園7番7号
- (2) 日時
平成25年9月27日（金曜日）午後2時00分
- 13 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。
- 14 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 落札者は契約の締結に当たって、電力供給契約書第14条第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請人とししないこと等について誓約する誓約書の提出を要すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Fukuoka Agricultural Research Center.
- (2) Delivery period : From 1 November, 2013 through 31 October, 2014.
- (3) Delivery place : Fukuoka Agricultural Research Center.
- (4) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications : 5:00 PM, 30 August, 2013
- (5) Time limit for tender : 5:00 PM, 26 September, 2013.
- (6) Contact point where Documents for tendering a bid are available:Property Utilization Division, General Affairs Department of Fukuoka Prefectural Government, 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.
Tel: 092-643-3091

収用委員会

福岡県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成25年8月16日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

西日本高速道路株式会社

2 事業の種類

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡県豊前市 大字鳥越	311番	墓地	1,706.39 (1,706) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積 1,039.75 平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

下鳥越区

福岡県豊前市大字鳥越738番地1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成25年7月26日